



独立行政法人 労働者健康安全機構
山形産業保健総合支援センター

職場における産業保健活動を無料で支援します。

TEL. **023-624-5188**
受付時間：平日8:30～17:15

 さんぽ山形メールマガジン 第163号

2021/09/24

■Y a m a g a t a ■

山形産業保健総合支援センター メールマガジン 第163号

2021年9月24日 発行

■Y a m a g a t a ■

日頃より当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

本日は「さんぽ山形メールマガジン」の第163号をお届けいたします。

研修会・セミナーにつきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を確実に講
じながら開催するとともに、WEBによる研修会等も企画して参ります。

随時ホームページ等においてご案内いたしますので、ご参加くださいますようお願いい
たします。

☆☆

◇◇産業保健相談員からの寄稿◇◇

今回は当センターの産業保健相談員である梅津則雄氏（担当分野：カウンセリング）並
びに武田由美子氏（担当分野：産業医学）からの寄稿文をご紹介します。

-----*

産業現場とメンタルヘルス
～産業現場から学んだもの～

産業保健相談員(カウンセリング担当) 梅津 則雄

平成21年(2009年)4月厚生労働省の委託事業として、メンタルヘルス対策支援センター
が各都道府県に設置され、それ以来メンタルヘルス対策相談員、メンタルヘルス対策促進
員として、産業現場のメンタルヘルスに携わる中、三事業一元化に伴い事業の継承等によ
る職名も変わり、現在は、産業保健相談員としてお役に立てれば、との思いで取り組んで
います。また、本年度から治療と仕事の両立支援促進員の命を受け、更なる支援の在り方
を模索しているところであります。

メンタルヘルス対策支援センターが設置された当時は、事業所を訪問すると「メンタル

ヘルスそれは何？」「メンタルヘルスに取り組んで何の利得になるの？」と言われたことが脳裏を過る一方、「よく来てくれた！相談があるので、ぜひ時間をとってほしい！」「労災事故が発生し困っていた。何が原因か知りたい」等産業現場の抱える問題は多種多様であることを実感したものでありました。今は「メンタルヘルスは大切だね」です。

さらに、山形県のメンタルヘルス対策は、「メンタルヘルス対策支援センターが担うことになる」と各方面から期待と希望を寄せられたものでありました。このような経過を踏まえて私が産業現場と共に学びあったメンタルヘルス等について伝えてみたい、と思います。

当時、事業所を訪問すると300人以上の従業員を抱える大企業といえどもメンタルヘルス体制が組織化されておらず「心の健康づくり」計画を策定されていない企業が多いことを実態として把握することが出来ました。

私が支援の重点として取り組んだ所以でもあります。第一に「心の健康づくり」でありました。このことは、後のストレスチェック制度(2015年12月1日から実施)を導入するに当たり「心の健康づくり」計画を策定し、体制づくりを構築された事業所は、メンタルヘル스에理解を示され抵抗なく導入されました。

「心の健康づくり」はストレスチェック制度説明の中で、メンタルヘルスの大きな枠組みの中の一つであることを説明されてきました。「セルフケア・ラインケア」「相談窓口」「連携医療機関」「事業場外資源」等は、心の健康づくりに包含され、ストレスチェック制度と職場復帰支援プログラム等で構築されていることは、事業場の皆様と私は共に学んだのであります。

(次号に続く)

-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*

自分の体（健康）のことは放っておかずに！（自己保健義務）

産業保健相談員（産業医学担当） 武田 由美子

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

「健康診断及び事後措置等の実施の徹底」などが、事業者に向けて、協力依頼が行われています。

たとえば、高血圧（かなり重症！）の方がいたとします。

夜勤や重量物を扱う仕事をする、脳出血のおそれがあるので、"就業制限"が必要だとします。

けれど、会社も本人も特段の措置を行わず、労働者が"通常勤務"を続けていたら、脳出血になったとします。

裁判では、会社（事業者）が、安全配慮義務を怠ったと認められました。しかし、高血圧を治療しようとしなかった本人にも責任（自己保健義務）があると、請求額は半分になった事例があります。（いえ、お金の問題ではありませんね。ご本人は脳出血死されています。命の問題です！）

自分の体は自分の勝手と思うのか、健康診断を受けない方もいれば、受診後に、精密検査

や治療が必要と判断されても、ずーっと無視し続ける方もいます.....

(困りましたね...)

少なくとも、条文化されているものには

- ・ 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。

(労働安全衛生法第六十六条第5項)

- ・ 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

(同法第六十六条の七第2項)

「健康の保持に努めるものとする」とあります！

長年、高血圧・高血糖・高コレステロールなどを放置しても、罰則があるわけではあり
ません...

ありませんが、結果は、自分の体に返ってきてしまいます！

受診するだけでなく、日頃の生活習慣も見直して（自分含む）、健康で過ごせるように
していきませんか？

☆☆

◇◇『保健師のつぶやき』を新たに掲載します◇◇

当センターの渋谷産業保健専門職において、日々の生活や仕事において感じたことを

「保健師のつぶやき」として記しました。

今後も不定期ですが、つぶやいていきます。是非ご一読ください。

- ・ 保健師のつぶやきNO.1

<https://www.yamagatas.johas.go.jp/healthnews/2021/09/1228.html>

- ・ 保健師のつぶやきNO.2

<https://www.yamagatas.johas.go.jp/healthnews/2021/09/1229.html>

- ・ 保健師のつぶやきNO.3

<https://www.yamagatas.johas.go.jp/healthnews/2021/09/1231.html>

- ・ 保健師のつぶやきNO.4

<https://www.yamagatas.johas.go.jp/healthnews/2021/09/1232.html>

- ・ 保健師のつぶやきNO.5

<https://www.yamagatas.johas.go.jp/healthnews/2021/09/1233.html>

- ・ 保健師のつぶやきNO.6-1

<https://www.yamagatas.johas.go.jp/healthnews/2021/09/1234.html>

- ・ 保健師のつぶやきNO.6-2

<https://www.yamagatas.johas.go.jp/healthnews/2021/09/1235.html>

-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*

次号より、配信予定日は定めず、月2回程度配信させていただきます。

編集内容等に関するご要望・ご意見・ご質問等をお待ちしております。

図書の貸出リストや申込みはホームページをご覧ください。

メールアドレスの変更や配信停止の場合は、当センターホームページ【メルマガ・情報誌
申込】フォームか、次のアドレスまでご連絡ください。

メルマガ配信に関しての個人情報は本目的以外には使用いたしません。

＋編集・発行＋

独立行政法人労働者健康安全機構 山形産業保健総合支援センター

〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 （食糧会館4F）

TEL 023-624-5188 FAX 023-624-5250

【URL】<https://www.yamagatas.johas.go.jp/>

【E-MAIL】sanpo06-kenkou@yamagatas.johas.go.jp
